

新型コロナウイルス感染者が発生した場合のグリーン・ゾーン認証の取扱い基準

利用者の 特定・不特定	感染者	公表	認証取扱い	
			主原因施設側	主原因利用者側
不特定 (利用者名簿なし)	→	公衆衛生上の観点から 施設名公表	故意又は重過失	過失
	5名以上 (クラスターに相当)	×	取消 (店名を公表)	改善指導 ※1 ※2
特定 (利用者名簿あり)	2名以上 4名以下	×	取消 (店名を公表)	改善指導 ※1 ※2
			改善指導 ※1 ※2	GZ継続 (施設側に対応不備があった 場合、改善指導 ※2)

※1 改善指導に応じない
場合、取消(店名公表)

※2 誓約書提出
(提出後、クラスターが
発生し、誓約書の内容
に違反した場合は取消)

(具体例)

主原因施設側 (故意又は重過失)

: 感染拡大の原因とされる事項について、過去、誓約書を提出している場合や、

特段の事情なく、複数の項目※3に違反し、重大なクラスター※4を招いた場合など

※3 3項目以上の基準違反や対応の不備が認められる場合

※4 感染者が10人以上

主原因施設側 (過失)

: 施設側の不注意により座席の対人距離不足、換気不足など

主原因利用者側

: 大声での会話、マスク会食不徹底、お酌や回し飲み、長時間の利用など

施設側に対応不備があった場合

: 大声、マスク会食、お酌、回し飲み、長時間の利用への注意喚起不足など